

受給権発生を2年以内に控えている方を中心として年金見込額情報を提供しておりますが、年金個人情報の提供を充実する観点から、対象者を50歳まで広げようという検討を進めているところでございます。しかし、これに留まることなく、更に現役世代とか、特に年の若い方の年金制度に対する理解や信頼を高めていくために、先ほどご紹介いたしました海外の例等も踏まえまして、将来の年金給付を実感できる仕組みや運営として、どのようなものが適切かという論点があろうかと思っております。

最後に、資料3でございます。少子化対策等関連分野と年金との関係について簡単にご説明させていただきます。

基本的な考え方といたしまして、1ページですが、先ほどもご紹介させていただきましたが、給付と負担の将来見通しそのものは、少子高齢化に伴う人口構造の変化とか雇用その他の経済状況の見通しと関わりが強いものでございます。また、個々の適用とか給付につきましても、その他の社会保障、税制等の在り方とも関わりが強いものでございます。

そういうことに対しまして、具体的にご論議いただきたい点といたしまして、まず先ほどからお話しておりますが、少子化の動向そのものが年金制度の基本に関わることから、今後進めるられる少子化対策の効果をどうのようを見るのか。それが将来に向けての給付と負担の関係を検討する上で必要ではないか。少子化対策の効果をどのように見るのかという論点。

それからもう一つ、年金制度自身におきましても、現在も一部ございますが、例えば育児休業期間に対する保険料免除、給付への配慮等々の子育ての配慮措置を取り込むことについて、その是非を含めてどのように考えるのか。拡充するのか、それともその是非をどう考えるか、そういうご議論があろうかと思っております。

それから年金と雇用でございますが、次の改正では、女性、高齢者等の支え手を増やす方向での年金改正が必要だろうと思っておりますが、この際に、高齢者雇用の推進、短時間労働者の能力の有効発揮、さらには多様就業型ワークシェアリングなど雇用面での取組との連携をどのように進めるかという議論があろうかと思っております。

2ページでございますが、年金とその他の社会保障、税制等の関連といたしまして、先ほど少し出てまいりましたが、短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大と医療保険、健康保険等の扱いをどう整合させるかという問題。

・年金と他の社会保障制度における給付との重複問題として、施設入所の際の居住費としてのいわゆるホテルコストを負担するという問題がございます。これにつきましては、年金をまずきちんと払った上で、その中から、本来、利用者が支払うべきものと整理できる

のかどうか。そこがどうなのだろうかという論点。

三点目ですが、前回もご議論いただきましたが、次期年金制度改革に当たりまして、公的年金等控除の見直しを含め、税制改革との整合性をどう考えるかという論点。

四つ目は、年金制度は、外生的な社会経済情勢の影響を強く受けるものですから、年金制度が順調に円滑に発展していくためには、今後の我が国の社会経済の安定と持続的な成長が必要ではないか。そのような論点があろうかと思います。

この関係を図にいたしましたのが次の3ページでございます。年金改革と少子化、雇用等の関係ということで、一番下に年金改革を置きまして、少子化対策、雇用、この三つがそれぞれで関わりを強く持つのではなかろうか。年金改革と少子化対策、少子化対策と年金ということで関わりを持つ。少子化対策と雇用は、働き方の見直しという点で関わりを持ち、雇用と年金改革でも関わりがある。ただ、このほかに、更に経済発展とかその他、社会保障、税制、財政等、他の制度との関わりも大変強く持つということを一枚の紙に仕上げましたのがこの3ページでございます。

以上、資料のご説明させていただきました。

○ 宮島部会長

それでは、質疑の時間が10分ほどになってしましましたけれども、資料2-1の後半部分、それからもう一つの資料3も含めて何かございましたら。細かい点はいろいろ言いたい点もあるのですが、委員の方からどうぞ。

○ 大澤委員

資料2-1の7ページには図がありまして、給付と負担の関係が図解されています。私はいつも労働力率にこだわっているので注目すると、ここには労働力率が出てくるのですが、8ページ以降は労働力率の話が出てまいりません。ただ、8ページの真ん中辺に、「少子化が進展し、現役世代が減少する中で、一人当たりの賃金がこれを補って上昇しなければ…」とあります。この一人当たりの賃金というのは、現に働いている人だけではなくて、働いていない人も含めた一人当たりの賃金というふうに読んでよろしければ。人口構造が予想を超えて変動したからといって、働き手が自動的に減ることにはならない。結局年金財政にとって大事なのは、高齢者比率そのものではなくて、拠出をしている人の人数と受給をしている人の人数の関係ですから、そのあたり、そういうふうに読んでよろしいのでしょうか。

○ 榎畑年金課長

今のご質問でございますが、むしろ働き手が増える、労働力が増えるということを通じ

まして、現役世代の減少をどのように食いとめていくか。現役世代というのはまさに働き手、賃金の担い手ということでございますから、支え手を増やしていくことで現役世代を増やしていくれば、この影響を緩和できるのではないかと思っています。

○ 大澤委員

同じ資料2-1の12ページですけれど、既裁定の年金で、名目額を引き下げるのは、財産権に制約を加えることとなって、憲法上許されるかと、かなり大上段の議論があります。年金というのは財産権でないわけですよね。とりわけ賦課方式でやっている限りは。そして譲渡も相続もできないものについて「財産権」というふうな言い方をして議論をしなければならないのかというのがちょっと疑問でした。

○ 宮島部会長

これについては、法律的なきちんとした説明というのが恐らくあるとは思うのですが。

○ 榎畠年金課長

資料2-2の37ページをご覧になっていただければ、先ほどご紹介しました年金の名目そのものを切り下げた農業者年金制度の改正の際の質問主意書、国会から政府に対して質問があって、それに対して政府が答えたという質問主意書に対する答弁書がございます。冒頭に書いておりますが、既裁定の年金受給権は、金銭給付を受ける権利であることから、憲法に規定する財産権であるということが書かれています。ただ、これ自体が神聖不可侵犯なものというよりは、公共の福祉を実現し維持するために必要がある場合には、法律により制約を加えることが憲法上許されることがあるということが最高裁の判例でございますが、これをどういうふうに考えるか。それをどのように制約するか、その仕方、理屈、内容によりまして、憲法問題が出てくるのではないかということがこの質問主意書に対する政府答弁で整理されているということかと思っております。

○ 宮島部会長

財産権だというのは政府の統一見解ですか。

○ 榎畠年金課長

この質問主意書に対する答弁書は閣議決定という手続を経て出しておりますから、政府の統一見解と思っております。

○ 大山委員

ドイツについての説明で最終保険料率という表示がありますね。それと先ほどから出ている日本の最終保険料率19.8%というものと、言葉同じなんんですけど、概念も全く同じでしょうか。

○ 榎畠年金課長

概念とおっしゃいますと、高原状態になったときの保険料率かというご質問ですか。

○ 大山委員

いわゆる最終保険料率は、例えばドイツの方の22%というのは、よほどの大きな変動があれば別かもしれませんけれども、基本的に最終的にそこまでしか行かないということで国民に約束したものなのがどうかということですね。その場合、日本の19.8%も国民に約束したものだということであれば良いのですけれども、言葉は同じなんすけれども、同じ概念ですか。

○ 榎畠年金課長

ドイツの22%というのは、前回の改革のときに、そこを最終保険料の水準とした上で、給付の調整措置を探ってきたということで、給付の見直し改定を行った時に設定された料率でございます。一方で、日本の厚生年金の19.8%というのは、前回の改正時における改正の内容並びにその時の経済情勢、人口推計などを前提としたしまして、19.8%を最終の保険料として計画を組んだものでございます。それをどう考えるか、つまり人口、社会経済情勢の変更等々を踏まえて、日本の厚生年金の最終保険料率をどう考えるかというのは、先ほども論点（例）で紹介させていただいたように、今後の議論そのものになると思っています。

○ 宮島部会長

他にいかがでしょうか。

○ 山崎委員

少子化対策等関連分野と年金との関係についての1ページですが、（2）の論点の例とありますが、高齢者の扶養を年金、医療、介護と基本的な部分については社会化した。その大きな社会化の手段に社会保険がなっているわけですが、ということは論理的な必然性として、次世代育成支援対策を進めていく上で、子育てについても社会化を進めなければならないと思っております。同時にその有力な手段が社会保険だと思っております。

したがって、社会保険による次世代育成支援することの妥当性というのがまず論点にあって、その場合に年金という保険が関わり得るのかどうか。あるいはどのような関わり方が適切なのかという議論の進め方になるのではないかと思っています。

○ 宮島部会長

このことは前に若干議論になっていた点でもありますので、その辺のところはきちんと論点として整理していただいた方が確かによろしいかと思います。最後の資料は、もう少

し細かい論点にブレークダウンして手順なども示した方が良いのかという気がいたします。

資料24ページの先ほどの説明では、名目賃金率は下がるけれども、物価上昇率は一定だという前提でこれを説明しているのではないかと思うのですが、それでよろしいですか。

○ 榎畠年金課長

これは前提といたしましては、一人当たりの賃金上昇率は下がるけれども、消費者物価上昇率は一定として、その分だけ一人当たり実質賃金上昇率は下がっていくとしております。

○ 宮島部会長

この場合、名目賃金率は下がるのだけど、物価上昇率は両方とも現実でも想定でも、一定だと想定しているということですね。

○ 榎畠年金課長

はい。

○ 宮島部会長

そういう想定が少し気になっていて、名目賃金率は下がるけれども、物価上昇率は変わらないという想定で作るのは、議論の仕方としては如何かなという気はするのですが。

○ 榎畠年金課長

ここは結局X-Yが想定に比べて小さくなった時ということでございますから、議論を簡略化するため、消費者物価は一定と見ております。実際にはこれは下がっていくと見るのが、確かに現実的には妥当なんだろうと思います。ただし、その場合でも、賃金と消費者物価の下げ方によりまして、X-Yが小さくなつていけば、同じことになるかと思います。

○ 宮島部会長

それと今日の話の中で、もちろん我々が直接議論することではないかもしれないが、人口変動と経済変動について、これを今の説明の中で外生的と言いながら、人口変動についてはやや内生化しようという話が一方であるのですね。もう一つは、人口変動と経済とどういう関係があるのかということは、これは両方とも別々で外から与えられたものとして考えようという発想になっていると思いますが、高齢化とか少子化が進むことが経済とどういう関係にあるかというような話は、経済学者や、委員の中では掘委員などはよくされていることもあるので、その辺の話は両方完全に外生化してしまうというのは少し言い過ぎかという気がしております。その点は議論の際に若干考えておく必要があるだろうと思っています。

○ 翁委員

それとの関係で、7ページの図を見ていますと、年金制度の設計によって、前にも申し上げたのですけれども、例えば積立方式にして貯蓄率がどう変わるかということは金利動向とか、または物価動向という話ですので、そういう意味で関連性があると思います。

○ 宮島部会長

ぜひ、その辺、私、翁さんにどこかでレポートをほしいということをお願いしたい点であります。堀委員何かございますか。

○ 堀委員

前の論点に戻ってよろしいですか。時間がなかったので簡単に。最初の論点の資料1の一一番最後の確定拠出型年金の問題なんですが、何かポッと出てきてどういう趣旨かよくわからないのですが、確定拠出型年金を導入するには何らかの目的があるはずなんですね。多分ドイツの場合には給付水準を下げる代償措置ではないか。アメリカとスウェーデンなどは確定拠出部分を追加的にして積立金を確保すること、あるいは給付と負担を明確化して、いわゆる損得勘定に訴えるという趣旨ではないかと思うのですが。だから、どういう趣旨で確定拠出部分を導入するのか。外国と事情が違いますので、例えば積立金を増やすことになると日本には余り必要ないですから、外国ではどういう趣旨で設けたのかということを教えてほしい。

○ 榎畑年金課長

まさに今先生がおっしゃったように、各国とも確定拠出部分を設けた趣旨がまちまちでございまして、この9ページで申しますと、ドイツでは保険料負担の過度の上昇を抑制するため公的年金の給付水準を適正化していく、それに代わるものとして政府の補助金付で企業年金、個人年金を拡充させていく、という、公的年金の補完、代わるものとしての位置付けだろうと思っております。

アメリカでは確かにこういう積立型のものを増やしていくことによって貯蓄を高めていくというような狙いがあろうかと思っております。

そういうものを受けまして、9ページの下で書かせていただきましたのは、日本でこれから進めてまいります年金改革との関わりの中で、こういった各国の動向なども踏まえまして、日本の年金改革の中身にも関わってまいりますけれども、仮に個人の確定拠出型（積立型）の年金を導入するということを考えた場合はどうかという論点を書かせていただいたということでございます。確かに先にどういう年金改革の議論があって確定拠出型の年金を導入したのかという関わり、趣旨は、当然論点になろうかと思っております。

## ○ 宮島部会長

その点は、堀委員、次の時にそういう点をご指摘していただいて、ご意見をご表明いただければと考えております。

それで、時間でございますので、今日かなり資料が膨大で、しかもかなり幅広の点でございました。まだまだ質疑は当然残されていると思いますけれども、時間が来ましたので、質疑はこの程度にしたいと思います。今日の質疑の中で、特に資料出所につきまして、余り時間はないのですが、事務局としても多少そういうことに土地勘を持っておられる方が委員の中にいらっしゃると思いますので、少し資料の面でサポートを受けて、今日新しく注文された資料についてなるべく作成の努力をお願いしたいと思っております。

ただ、次回はできるだけレポートに基づきまして、委員の間のディスカッションをしたいと思っておりますので、次回は資料の説明そのものは省かせていただきまして、委員の方々が議論される際に資料を使っていただき、必要に応じて場合によっては事務局から補足をしていただくような形にしたいと思っております。

今申しましたように、次回、今日の説明及び質疑に基づきまして、今日の資料説明なり論点の整理に関わることであれば、どのようなテーマ、問題でも結構でございますので、各委員からご自分の関心のあるところにつきましてできるだけペーパーを出していただければと考えておりますので、よろしくお願ひしたい。

次回の日程につきましては、既にこれは調整いただいておりますけれども、最終的には事務局からきちんとご連絡申します。それでは最後に事務局から次回以降のことにつきまして。

## ○ 福井総務課長

次回の日程等は？というお話でございます。まずもって、本日、事務局に対しましてお求めのございました資料等につきましては、時間が限られているわけでございますけれども、可能な限り誠実に用意・対応させていただきたいと思っております。今、部会長の話にもございましたが、場合によっては各委員の先生方とご相談させていただきながら用意をさせていただきたいと思っております。これが一点でございます。

二点目、次回の日程でございます。既に各委員には通知文書をお送りさせていただいているところでございますけれども、次回は今月7月19日（金曜日）でございます。午前10時から、場所は霞が関ビルの東海大学校友会館を予定をいたしているところでございます。

それから宿題を頂戴いたしているところで大変恐縮でございますが、ただいま部会長からできる限りペーパーをご提出をいただいて、本日のテーマについて引き続き議論をして

いただくというお話がございました。各委員には誠に恐縮でございますけれども、準備の都合もございますので、次回7月19日でございますが、その2日ぐらい前、17日までに事務局の方にお届けをいただければありがたいと思っています。

それから三点目でございますが、今日はマイクの調子が悪うございまして、お聞き苦しい点がありましたことを、傍聴者の方々も含めましてお詫びを申し上げます。

私からは以上でございます。

○ 宮島部会長

特に委員の方から何かございませんでしょうか。

それではどうもありがとうございました。本日はこれで部会を終了させていただきます。

(以上)